

**介護予防・日常生活支援総合事業
基準緩和通所型サービス（サービスA）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

（1～7 と 9～12 は重要事項の項目、8 は重要事項かつ契約書別紙の項目です。）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 三重福祉会
主たる事務所の所在地	〒512-0913 四日市市西坂部町1 1 2 7 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 伊藤 忠彦
設 立 年 月 日	昭和53年 9月
電 話 番 号	059－331－7960

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	陽 光 苑	
サービスの種類	基準緩和通所型サービス（サービスA）	
事業所の所在地	〒512-0913 四日市市西坂部町1127番地	
電 話 番 号	059－333－7225	
指定年月日・事業所番号	平成30年 4月 1日 指定	
実施単位・利用定員	1単位	定員15人
通常の事業の実施地域	四日市市三重地区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスの一環として、「要支援認定者」又は「要支援に相当する者」で、身体介護、認知症に対する特別な配慮等の専門的支援を必要としない者を通所させて、介護予防、交流、生きがい作りの場を提供することを目的とする。
運営の方針	認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがちな利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4. 提供するサービスの内容

基準緩和通所型サービス（サービスA）は、事業者が設置する事業所に通っていただき、運動機能向上など介護予防を目的としたメニューの実施や、他の利用者との交流を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	毎週水曜日ただし、祝日、年末年始（12月30日から1月3日）及び夏祭りを除きます。
営業時間	午前9時00分から午後2時00分まで
サービス提供時間	午前10時00分から午後12時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人, 非常勤 0人
介護職員	常勤 0人, 非常勤 1人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	黒 野 康
--------	-------

8. 利用料

（1）1回250円

（2）その他の費用（希望される方のみ）

食 事	食事の提供する場合、1食につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供をする場合、1回につき実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料。

基準緩和通所型サービスは、利用料が1回250円の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月15日までにお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先 (家族等)	氏 名 (続柄) 電 話 番 号	() — —
----------------	---------------------	------------

10. 事故発生時の対応

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合は、当事業所の事故マニュアルに従い必要な応急処置を行うとともに、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行います。
- 2 事業者の責任により契約者について賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに保険等損害賠償の手続きを行います。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 059-333-7225 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	四日市市介護・高齢者福祉課	電話 059-354-8190
	三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-228-9151

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えています。

1 4. 秘密保持について

- (1) 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 職員であったものが、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- (3) サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を予め文章で得る。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 三重県四日市西坂部町 1 1 2 7 番地
事業者（法人）名 社会福祉法人 三重福祉会
代表者職・氏名 理事長 伊藤 忠彦
説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏 名

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
本人との続柄
氏 名